

根室市陸上養殖研究促進支援事業補助金

Q & A 集

1. 補助金の目的について

Q1 . この補助金の目的について教えてください。

A1 . この補助金は、陸上養殖業に取り組もうとする意欲のある根室市内の水産加工業者及び漁業経営者等が行う陸上養殖試験研究の実現のため、養殖生産の技術的可能性や生産効率の検証に向けた「試験的な取り組み」のための設備の整備を側面的に支援することによって、消費ニーズに対応する水産物の安定供給及び経営の安定強化を図ることを目的とします。

2. 補助対象事業者の要件について

Q2 . 補助対象となる事業者と対象業種を教えてください。

A2 . この補助金の交付申請日時点において、市内に本社又は事業所を有し、継続して5年以上水産食料品製造業を営んでいる事業者のほか、漁業を営んでいる漁業経営者等が対象となります。

Q3 . その他にも補助対象事業者としての要件がありますか。

A3 . 次の要件を満たすことが必要です。

- ①根室市暴力団排除条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- ②市税を滞納していない者であること。
- ③直近の決算期において、債務超過の状態にない者であること。

3. 補助対象事業の要件について

Q4. 補助金の交付対象事業を教えてください。

A4 . 補助の対象となる事業は、陸上養殖業の起業に向けた実証試験・研究をおこなうための陸上養殖用水槽等を整備し、養殖しようとする水産物を長期間育成管理して生産性の向上を図るものとする。原則として養殖設備整備年を含め3カ年は試験を継続し、費用対効果や生産効率等を検証することとします。なお、水産物の出荷調整などの目的で短期間一定の場所に保存する蓄養のための設備整備は事業の対象としません。

Q5 . 補助金の対象経費を教えてください。

A5 . 補助の対象となる経費は、陸上養殖試験に用いる水槽、濾過槽等の物品購入に要する経費のほか、養殖生産に直接要する種苗代、餌代等の経費も対象とします。また、事業実施後の養殖技術等の情報収集に関わる旅費等の間接経費については、適正なものに限り、補助の対象とする場合があります。
一方、海水等の取水設備整備費、水槽設置に伴う改修及び敷設工事費、消費税及び地方消費税、用地の賃借及び取得の経費、人件費、電気代等の運転経費は補助の対象外とします。

Q6 . 補助金の補助率、補助限度額を詳しく教えてください。

A6 . 補助率は2分の1以内とし、補助金額300万円を上限とします。

Q7 . 複数の機器を導入したいと考えていますが、補助対象として認められますか。

A7 . 補助限度額の範囲内で、複数の機器購入費が補助対象となります。

Q8 . 中古機器も補助対象として認められますか。

A8 . 中古機器については、2社以上の業者から、同一条件（機種・製造年数等）で見積を入手し、販売価格が適正であることを証明できる場合については、補助対象として認められます。

Q9 . 補助事業の実施期間について教えてください。

A9 . 令和4年4月1日以降に実施し、令和5年2月28日までの期間内に、関係機器の発注、契約、納品及びその経費の支払、市への実績報告、補助金の交付請求等が完了する事業を補助対象とします。

4 . 補助金の申請方法について

Q10 . 補助金を申請してから支払いを受けるまでの流れを教えてください。

A10 . 補助金の申請から支払いまでの基本的な流れは、次の以下のとおりです。



※交付決定前でも事業着手を認める場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※概算払を認める場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

Q11 . 申請する際に必要な書類を教えてください。

A11 . 申請書類に必要な書類は、次のとおりです。

- ①交付申請書（別記第1号様式）
- ②事業実施計画書（別記第2号様式）
- ③事業収支予算書（別記第3号様式）
- ④誓約書兼同意書（別記第4号様式）
- ⑤納税証明書
- ⑥履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法人のみ必要）
- ⑦住民票の写し（個人事業者のみ必要）
- ⑧水産食料品製造業を営んでいることを証明する書類の写し
- ⑨漁業を営んでいることを証明する書類の写し
- ⑩直近決算期において、債務超過の状態にないことを証明する書類の写し
- ⑪実施しようとしている事業の概要が確認できる資料及び見積書の写し

Q12. 申請書はどこで入手できますか。

A12. 市ホームページに掲載している様式をダウンロードしていただくか、根室市水産研究所にて配布します。

Q13. 補助金の申請期間と申請書類の提出方法を教えてください。

A13. 補助金の申請は、令和4年4月18日から根室市水産研究所で申請を受付し、申請額が予算額に達した時点で募集を終了します。
予算残額は変動しますので、申請を検討される場合は、お問合せ・ご相談ください。

Q14. 申請書類に不備があった場合、連絡はありますか。

A14. 申請書類に不備のあった場合は、記載の連絡先にお電話させていただき、書類の修正又は追加提出等をお願いする場合があります。

Q15. 納税証明書はどこで入手できますか。

A15. 根室市役所税務課（窓口13番）に交付申請し、入手・提出してください。

Q16. 実施しようとしている事業の概要が確認できる資料について教えてください。

A16. 導入しようとしている機器名・仕様等が記載されたカタログや仕様書等を提出してください。

Q17. 実施しようとしている事業の概要が確認できる見積書について教えてください。

A17. 見積書には、導入しようとしている機器の購入費と、それらの設置に係る整備工事等の費用を必ず分けて記載してください。また、販売価格が適正であることを確認するため、必ず2社以上の業者から見積を入手するようにしてください。

5. 申請後の手続き等について

Q18. 交付決定になった場合には連絡はありますか。

A18. はい。申請種類の受付の後、提出書類の審査の結果に基づき、交付決定通知又は不交付決定通知を文書により通知します。

Q19. 補助金の交付を決定する際に付される補助条件について教えてください。

A19. 次の①～②の条件を付して補助金の交付を行うことといたします。補助金を他の用途に使用した場合、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反した場合、不正な行為をした場合等については、交付決定の取り消しや補助金の返還を求める場合がありますので、十分に注意してください。

①取得財産等の管理については、補助金の交付の目的に即し、事業実施後においても善良な管理者の注意をもって管理すると共に、その効率的な運営を図ること。

②取得財産等の現況及び補助事業の成果に関して、市長が求める報告及び調査、市長が行う発表及び広報が適正に行われるよう努めること。

Q20. 交付決定日以前に事業を着手することができますか。

A20. 事業の着手は、交付決定日以降が原則ですが、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、令和4年4月1日以降に関係機器の発注、契約、納品等を行う場合については、事前着手を認める場合があります。詳細はお問合せください。

Q21. 申請の取り下げや事業の変更、中止を行うことはできますか。

A21. 交付申請を取り下げようとする場合、補助事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

なお、補助対象経費の減額又は増額が 10 パーセントを超えない場合で、補助金の増額とならない軽微な変更の場合は、変更申請書の提出は必要ありません。

- ①取下届（別記第6号様式）
- ②変更承認申請書（別記第9号様式）
- ③中止承認申請書（別記第11号様式）

Q22. 機器の導入が完成した後の提出書類について教えてください。

A22. 機器の導入が完成した場合は、速やかに①～②の書類の提出し、導入した機器が適正に設置されていることを確認するため、市の職員が行う調査を受けてください。

- ①実施事業完成届（別記第13号様式）
- ②事業の実施状況を確認できる記録写真等の資料

Q23. 補助金の支払い方法について教えてください。

A23. 導入機器の設置後に養殖試験を開始し、養殖生産の完了若しくは養殖試験を継続中の場合においては令和5年2月28日時点での①～④の書類を提出して下さい。

これらの提出書類の内容を審査し、適正と認められた場合、補助金の交付額を確定し、申請者に通知しますので、その後に④の書類を提出し、補助金の請求を行って下さい。

- ①事業実績報告書（別記第19号様式）
- ②事業収支決算書（別記第20号様式）
- ③交付対象事業に係る経費の領収書又は支払を証明できる書類の写し
- ④交付請求書（別記第22号様式）

Q24. 補助金を概算払により事業の完了前に支払いを受けることはできますか。

A24. 市長が特に必要と認める場合は、概算払を行う場合がありますので、詳細はお問合せください。

Q25. 事業の完了後、事業所に調査が入ることはありますか。

A25. 補助事業の成果について検証するため、事業完了後においても、取得財産等の現況及び補助事業の成果に関する報告及び調査等を実施しますので、あらかじめご同意いただくと共に、これらが適正に行われるようご協力をお願いいたします。

6. 補助金受領後の注意点について

Q26. 補助金に関する書類は、保管する必要がありますか。

A26. 補助金の収支に関する帳簿その他の関係書類は、補助事業の完了する日の属する年度から5年間保管しなければなりません。

Q26. 補助事業により取得した機器は、事業者の都合で、自由に廃棄できますか。

A26. いいえ。処分制限期間内において、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはなりませんので、あらかじめご了承ください。

Q27. 補助金により取得した機器に関して、その他注意すべきことはありますか。

A27. 導入した機器については、財産管理台帳（別記第25号様式）に必要な事項を記載し、処分制限期間の満了時まで整備保存しなければなりません。

Q28. 受け取った補助金の返還を求められる場合はありますか。

A28. 補助金を他の目的又は用途に使用した場合、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令及び本要綱に違反した場合、不正な行為をした場合等については、交付決定の取り消しや補助金の返還を求める場合がありますので、十分に注意してください。

申請・お問合せ先

根室市水産研究所

〒087-0166 根室市温根元168番地 TEL：0153-28-4071